

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県射水市片口二〇四番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 高林 奉之
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
します。

令和八年七月二日

事務所富山県射水市沖塚原七四七番地一
TLCビル三階
相続財産清算人 司法書士 林 哲朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県下新川郡朝日町泊七九六番地、最後の住所富山県下新川郡朝日町泊一八五番地 被相続人 亡 尾山 盛子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
します。

令和八年七月二日

富山県黒部市新牧野三〇四番地 弁護士法人富山中央法律事務所黒部事務所
相続財産清算人 弁護士 小林 大記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市真田町長三三七番地、最後の住所長野県上田市真田町長三三七番地 被相続人 亡 久保 一夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
します。

令和八年七月二日

長野県上田市中央五丁目四番二〇号
相続財産清算人 司法書士 金子 良夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市一字田町六三七番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 山本 喬
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
します。

令和八年七月二日

三重県松阪市中央町三八四番地一 OZビルシエテ二階二〇三号室 山本法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山本 哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府与謝郡伊根町字本庄浜七五〇番地二、最後の住所京都府与謝郡伊根町字本庄浜七五〇番地の二 被相続人 亡 三野布二生
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
します。

令和八年七月二日

京都府宮津市字鶴賀二〇七四番地 町田英紀法律事務所
相続財産清算人 弁護士 町田 英紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市北区南五葉六丁目一番地一八、最後の住所神戸市北区南五葉六丁目一番一六号 被相続人 亡 加藤浩一郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
します。

令和八年七月二日

神戸市中央区海岸通六番地 建隆ビルⅡ三階神戸パートナーズ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鎌田 裕代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市八木町八番地、最後の住所兵庫県姫路市書写三一番地ヴィラ柚扇三三三 被相続人 亡 山下 啓治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
します。

令和八年七月二日

兵庫県姫路市北条一丁目二八五一〇中はりま法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山田 直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県東牟婁郡古座川町山手一八一番地、最後の住所和歌山県東牟婁郡串本町サング台一〇六〇番地四五 しおさいの家 被相続人 亡 上野 英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
します。

令和八年七月二日

和歌山県田辺市中屋敷町六六番地五
相続財産清算人 司法書士 栗原 雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市殿町六六五番地二、最後の住所島根県浜田市相生町一四一六番地三(八〇一) 被相続人 亡 武田 享
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月五日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
します。

令和八年七月二日

島根県益田市市吉田町一〇八五番地七セ
ンタービル二階
相続財産清算人 弁護士 山本 尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市八王子町一四六六番地二、最後の住所山口県宇部市大字西岐波三九一六番地西岐波市宮住宅四八五号 被相続人 亡 大司 正枝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
します。

令和八年七月二日

山口県宇部市松山町一丁目四番一号前田法律事務所
相続財産清算人 前田 琢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県唐津市宇木二八二七番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 藤崎 房子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
します。

令和八年七月二日

佐賀県唐津市栄町二五六九番地一六しE Xビル二F 河野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 河野 智幸

第58期決算公告 2026年6月17日
北海道釧路市鳥取南5丁目1番24号
株式会社釧路宇部
代表取締役 中西 完二
貸借対照表の要旨(2026年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資産部	流動資産	774
	固定資産	200
	合計	974
負債純資産及び部	流動負債	231
	賞与引当金	(7)
	退職給付引当金	49
	固定負債	(11)
	株主資本	694
	利益剰余金	55
	利益剰余金	639
	利益剰余金	14
	その他利益剰余金	625
	うち当期純利益	(78)
	合計	974

第23期決算公告 令和8年7月2日
札幌市中央区北1条西2丁目1番地
噴火湾パノラマパークPFI株式会社
代表取締役 丹羽 政彦
貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	535,520
	固定資産	2,660
	合計	538,181
負債純資産及び部	流動負債	49,089
	固定負債	301,801
	株主資本	187,290
	利益剰余金	20,000
	利益剰余金	167,290
	利益剰余金	167,290
	その他利益剰余金	(14,358)
	うち当期純利益	
	合計	538,181

第3期決算公告 2026年7月2日
富山市境野新29番地4
株式会社eパートナーとやま
代表取締役 酒井 智俊
貸借対照表の要旨
(2026年3月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産部	流動資産	92,847
	固定資産	35,930
	合計	128,777
負債純資産及び部	流動負債	60,059
	固定負債	43,066
	株主資本	25,652
	利益剰余金	30,000
	利益剰余金	△4,348
	利益剰余金	△4,348
	その他利益剰余金	(7,287)
	うち当期純利益	
	合計	128,777